

福山市肝炎ウイルス検診実施要領

第1 趣旨

この要領は、健康増進法及び、肝炎ウイルス検診等実施要領（平成25年2月8日健発第0208号厚生労働省健康局長通知）に基づく肝炎ウイルス検診の実施について必要な事項を定める。

第2 業務の実施方法等

1 検診の実施方法

集団健診及び個別健診により実施する。

2 対象者

職場等で肝炎ウイルス検査を受診する機会のない福山市民で次の項目に該当する人

- (1) 当該年度において40歳となる人
- (2) 当該年度において41歳以上となる人で、過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがない人

第3 周知方法

広報ふくやまに掲載する等周知徹底を図る。

第4 業務実施計画

- 1 業務実施計画は受託者と協議して決定するものとする。
- 2 当該業務実施計画を変更するときも同様とする。

第5 項目及び方法

- 1 検査項目及び方法については次のとおり。

(1) 問診

問診においては、過去に肝機能異常が指摘されたことがあるか否か、現在、B型肝炎及びC型肝炎の治療を受けているか否かなどについて、聴取すること。また、その際に、肝炎ウイルス検診についての説明を行い、肝炎ウイルス検診の実施についての受診者本人の同意を必ず得ること。

(2) B型肝炎ウイルス検査

- ・HBs抗原検査

凝集法等による定性的な判断のできる検査方法を用いること。

(3) C型肝炎ウイルス検査

ア HCV抗体検査

HCV抗体検査として体外診断用医薬品の承認を受けた測定範囲が広く、高力価群、中力価群、低力価群に適切に分類することができるHCV抗体測定系を用いる

こと。なお、特定健診等と同時に採血する場合は、一般生化学検査と同じ採血管を使用しても差し支えないこと。

イ HCV核酸増幅検査

HCV抗体検査により、中力価及び低力価と分類された検体に対して行うこと。なお、この場合、他の採血管とは別に核酸増幅検査用の採血管を使用すること。

ウ HCV抗体の検出

HCV抗体の検出として対外診断用医薬品の承認を受けた定性的な判断のできる検査方法を用いること。なお、特定健診等と同時に採血する場合は、一般生化学検査と同じ採血管を使用しても差し支えないこと。本検査は省略することができる。

2 判定区分

(1) B型肝炎ウイルス検査

凝集法等を用いて、HBs抗原の検出を行い、陽性または陰性の別を判定。ただし、HBs抗原検査は、B型肝炎ウイルスの感染の有無を直接判定することが難しい場合があることに留意すること。

(2) C型肝炎ウイルス検査

ア HCV抗体検査

(ア) HCV抗体高力価

検査結果が、高力値を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定。

(イ) HCV抗体中力価及び低力価

検査結果が、中力値及び低力値を示す場合は、HCV核酸増幅検査を行うこと。

(ウ) 陰性

各検査法でスクリーニングレベル以下を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定。

イ HCV核酸増幅検査

HCV抗体検査により、中力価及び低力価とされた検体に対して、核酸増幅検査を行いHCV-RNAの検出を行い、検出された場合は「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定、検出されない場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定。

ウ HCV抗体の検出

HCV抗体の検出として対外診断用医薬品の承認を受けた定性的な判断のできる検査方法を用いて、HCV抗体の検出を行い、陽性又は陰性の別を判定。陽性を示す場合は、HCV抗体検査を必ず行うこと。陰性を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定。

なお、いずれの検査についても、その結果の判定に当たっては、検診に携わる医師

が行うものであること。

第6 指導

HBs抗原検査において「陽性」と判定された人及びC型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された人については、必要な治療の勧奨と指導をする。

また、広島県肝疾患患者フォローアップシステム事業に同意した人については、これに則り必要な医療機関へ紹介し保健指導を実施する。

HBs抗原検査において「陰性」と判定された人及びC型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定され人については、検査結果と検査日を記録しておくことを勧奨する。

第7 受診者負担金

- 1 受診者負担金は別表に定める金額とする。
- 2 実施機関は受診時に受診者負担金を徴収するものとする。

第8 検査結果の報告

医療機関は、健康診査を行った月の翌月10日までに、診査票を市に提出する。

第9 結果の通知

結果については、受診者への結果通知書に指導区分を付し、速やかに受診者に通知する。

第10 記録の整備

- 1 市は結果については、名前、年齢、検査結果及び判定結果等の記録を保管するものとする。
- 2 実施機関は、受診者の記録を5年間は保存する。

附 則

この要領は、2023年（令和5年）4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2024年（令和6年）4月1日から施行する。

別表

福山市肝炎ウイルス検診受診者負担金

受診者が負担する費用は、次に定める額とする。

個別健診（医療機関）：69歳以下	1,400円
70歳以上	400円
集団健診：69歳以下	700円
70歳以上	300円

ただし、次に定める人は、証明書等の提示により、費用負担を免除する。

- ・生活保護世帯及び市民税非課税世帯に属する人